

移住分野「地域おこし協力隊」に係る説明事項（募集要項）

令和7年12月15日

下諏訪町産業振興課

1 下諏訪町の概要

下諏訪町は東京から特急電車で約2時間半、長野県のほぼ中央、諏訪湖の北側に位置する、美しい自然や歴史文化に恵まれた町です。諏訪大社下社の門前町として古くから発展し、また、中山道と甲州街道が合流する交通の要衝にある中山道唯一の「温泉宿場町」として栄えてきました。現在も往時の面影を残す町並みが息づき、豊かな温泉文化と多様な歴史資源が町の魅力を形づくっています。

近年では、移住者が空き家や空き店舗を活用しながら新たな店舗を開業する動きが広がり、新旧の文化が交ざり合い町に賑わいを創出しています。さらには、町中心部から半径3kmの徒歩圏内に生活に必要なものが揃うコンパクトさも町の魅力の一つです。

2 募集の背景・目的

下諏訪町では、少子高齢化や人口減少に伴う産業の担い手不足、地域力の低下といった課題に対応するため、平成29年に移住定住促進室を設置し、これまで延べ10名の地域おこし協力隊が活動してきました。協力隊員は「地域外の若者、よそ者」の視点を生かし、町の魅力の再発掘や地域交流の促進、町の魅力発信などに取り組み、地域活性化に大きく貢献しています。

現在は3名の地域おこし協力隊が、それぞれの経験や強みを活かしながらチームで移住定住促進に取り組んでいます。町では、移住・創業の更なる強化を目的に、町の歴史や文化を色濃く残す旧商家（元生糸問屋）を取得し、令和9年度に体験型の宿泊施設としてのオープンを目指し、産学官が連携して施設の整備・運営準備を進めています。

今回は、既存の協力隊メンバーと共に移住定住促進にチームで取り組むとともに、上記施設の立ち上げにおいて、関係団体と協働し、施設の魅力づくりや運営準備を担う新たな隊員を募集します。

なお、本募集は令和8年度予算の議会成立を前提として実施しており、予算の状況に応じて内容を変更する場合があります。

3 募集人員

若干名

4 応募条件

【必須条件】

- (1) 3大都市圏の都市又は政令指定都市のうち条件不利地域を除く地域に生活の拠点が

- あり、勤務開始日以降、町に生活の拠点を移し、住民票を異動することができる方。
- (2) 普通自動車免許を有する方。
- ※業務で公用車を使用します。免許を有していない方は任用日までに必ず取得してください。
- (3) PC 業務 (office 等での資料作成業務)、メールなどでのコミュニケーション業務経験がある方。
- (4) 地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項に該当しない方。

【求める人物像】

- (1) 宿泊業など地域の振興に関わる仕事に興味関心のある方。
- (2) 企画業務や施設の立ち上げに興味関心のある方。
- (3) 地域の歴史や文化を探求し発信する業務に関わりたい方。
- (4) 人とコミュニケーションを取ることが好きで、地域住民や移住希望者と積極的につながりを持てる方。
- (5) 協調性を大切にして、チームで仕事ができる方。
- (6) 地域おこし協力隊の任期を終えても町に住み続ける意思のある方。

5 業務内容

町の移住交流スペース「ミーミーセンター」を活動拠点として、移住定住に関する下記の【基本業務】と【専門業務】にチーム（下諏訪町、地域団体、地域おこし協力隊、民間企業等）で取り組んでいただきます。

【基本業務】

地域おこし協力隊全員で分担・協力の上取り組んでいただく共通業務を「基本業務」とします。

(1) 地域連携業務	<p>以下(2)～(3)に記載する業務を推進いただくための基盤となる、地域の方々との関係性構築に取り組んでいただきます。</p> <p>地域の行事のお手伝いや、地域の方々との日々の積極的な交流を通じて、地域との関係づくりを行います。</p>
(2) 移住希望者対応業務	<p>①移住交流スペース「ミーミーセンタースペース」の運営業務</p> <p>施設の基本運営及びイベント等における貸し館対応を行っていただきます。また、当拠点への来訪者増加や移住希望者との交流促進を図るための施策の検討などにも取り組んでいただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の基本運営（清掃/備品管理/利用実績の管理・効果検証等） ・施設の利用者向上を図るための施策検討・実施 <p>なお、専門業務欄に記載の新たな拠点の供用（令和 9 年度）後は、本運営業務は当該施設に拠点が移ります。</p>

	<p>②移住希望者への情報提供及び相談対応業務</p> <p>移住希望者の方に向けた、移住の際に必要となる情報（住まいや仕事、移住におけるサポート内容等）の提供や、移住の相談対応を行なっていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移住相談・移住関連の情報の提供 ・移住者との継続的な交流や定住サポート <p>③空き家情報バンク運用業務</p> <p>空き家の利活用を推進し、移住者とのマッチングを図るため、空き家情報バンクの管理運営を行なっていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設での空き家相談対応、サポートメニューの紹介 ・移住希望者と空き家のマッチング ・空き家バンクの管理・運営
(3)プロモーション業務	<p>①移住促進のためのイベント企画推進業務</p> <p>下諏訪町を PR し移住希望者を増加させていくためのイベントや施策の企画検討及びその実行を行なっていただきます。また、3大都市圏等で開催される定期的な移住関連イベントに参加いただき、町の魅力や移住促進に関する情報を発信いただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移住促進イベントの企画推進 ・定期的に開催される移住関連イベントへの参加 <p>②情報発信業務</p> <p>移住促進のためのメディアの運営や情報発信業務に取り組んでいただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移住ポータルサイト「くぐると下諏訪」の運営・管理 ・SNS の運営・管理

【専門業務】

専門の担当として、チームの中心となって従事いただく業務を「専門業務」とします。

(1)移住交流拠点立ち上げ業務	<p>宿泊機能付き交流拠点として令和9年度にオープン予定の「旧矢崎商店」活用推進事業に参画いただき、施設立ち上げ業務に民間事業者と共に従事いただきます。</p> <p>①地域との連携企画推進業務</p> <p>当該施設は地域の歴史や文化を魅力的なコンテンツとして発信していくことをを目指す施設であるため、町内の事業者や町民の方々との関係構築の上、さまざまな連携企画の立案・推進を担っていただきます。</p> <p>②運営計画策定業務</p> <p>施設運営のマニュアルや、運営計画の策定業務のサポートを行なっていただきます。</p>
-----------------	--

	<p>ます。</p> <p>③オープニング施策の企画推進 オープニングに関する施策の企画や推進のサポートを行っていただきます。なお、オープン前の令和8年度は、施設活用のトライアルの企画等に関わっていただく可能性もございます。</p> <p>④施設オープンに向けた情報発信 施設の情報発信(SNSやメディアの運営)のサポートを行っていただきます。</p> <p>⑤その他準備業務 その他施設オープンに向けた必要な準備業務に従事いただきます。</p> <p>⑥施設運営及び文化発信業務 施設オープン後は、施設の運営管理を担いながら、その機能を生かした移住促進業務に継続して取り組んでいただきます。</p>
--	--

6 任用形態及び期間

任用形態 期　　間	<p>○身　分 パートタイム会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項第1号）として、下諏訪町長が任用します。</p> <p>○勤務時間・休日 勤務時間：週あたり35時間（1日7時間×週5日を基本とします） 休日：日曜日、月曜日 ※令和9年度の新施設移行に伴い変更になる場合があります</p> <p>○時間外勤務 あり　※時間外勤務については代休扱いとなります。</p> <p>○勤務場所（配属） 産業振興課商工係兼移住定住促進室配属とし、町内の移住交流拠点ミーミーセンタースメバを中心に勤務いただきます。</p> <p>○任用期間 任用開始日から同一会計年度内での任用（条件付採用期間1か月）とします。再度の任用については、客観的な能力実証（人事評価）等のうえ、3年間までとします。ただし、隊員としてふさわしくないと判断した場合には、期間中であってもその職を解くことがあります。 なお、任用開始日は令和8年4月1日を基本としますが、合格者と相談・調整のうえ決定します。</p>
--------------	--

7 報酬及び活動費用の支給

通常隊員	<p>○給料月額 203,700 円</p> <p>○賞与 4.43 月分（期末手当 年 2.52 月、勤勉手当 年 1.91 月）</p> <p>※給料月額、期末手当は給与条例の改正により、変更になる場合があります。</p> <p>※期末・勤勉手当は基準日以前の在職期間に応じて支給月数が割り落ととなることがあります。</p> <p>○住居費</p> <p>月額 4 万円を上限に町が補助します。</p> <p>○通勤費</p> <p>通勤距離、通勤方法に応じて支給します。（上限あり）</p> <p>○協力隊員としての活動に必要な費用</p> <p>消耗品、出張旅費、研修参加費等の費用を予算の範囲内で支給します。</p>
------	---

8 その他待遇及び福利厚生

社会保険等	<p>○加入保険（自己負担分は給料から天引き）</p> <p>社会保険・厚生年金・雇用保険（自己負担分は報酬から天引き）、災害補償</p> <p>○休暇</p> <p>年次休暇、そのほか休暇制度があります。</p>
-------	---

9 隊員の自己負担となる主な経費

- 採用となった場合の当町への引越しに係る費用
- 住居に係る光熱水費及び電話等の通信費
- 地域おこし協力隊としての活動以外に係る生活用品、備品等の費用

10 服務

任期中、以下の義務を負います。

- (1) 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第 32 条）
- (2) 信用失墜行為の禁止（同法第 33 条）
- (3) 秘密を守る義務（同法第 34 条）
- (4) 職務に専念する義務（同法第 35 条）
- (5) 政治的行為の制限（同法第 36 条）
- (6) 争議行為等の禁止（同法第 37 条）
- (7) 兼業を行うことができますが、兼業を開始した、又は兼業をしている場合には、速やかに所属課に届け出てください。兼業の内容等によっては、上記の服務規定に違反し、懲戒処分又は分限処分の対象となる場合があります。

11 応募手続について

(1) 応募受付期間

令和7年12月15日（月）～令和8年2月2日（月）

※応募後、隨時選考を行い採用者が決定した場合は、その時点で募集を終了いたします。

(2) 応募方法

以下の①又は②のいずれかの方法でご応募ください。

①オンラインによる応募

右の二次元コードを読み取るか、町ホームページに掲載の申込フォームからご応募ください。

※町ホームページ <https://logoform.jp/form/N3wp/1356605>

二次元コード



②窓口又は郵送による応募

下記の書類を郵送又は持参により、ご提出ください。

【提出書類】

①応募用紙（様式1）下諏訪町ホームページからダウンロードしてください。

②職務経歴書（任意様式）

③住民票（住民票登録地確認のため、提出日の概ね3か月以内に取得したもの）

※委嘱日まで、応募条件を保持する必要があるため、先に住民票を異動する等要件に変更が生じないよう十分に注意してください。

【応募先】

下諏訪町 産業振興課 商工係兼移住定住促進室

〒393-8501 長野県諏訪郡下諏訪町 4613 番地 8

電話：0266-27-1111 内線 274

12 選考（隨時実施）

(1) 書類選考

応募書類による選考を行った後、選考結果を応募者全員に文書等で通知します。

(2) オンライン面談

書類選考合格者と担当職員とのオンライン面談を実施します。

(3) インターンシップ +面接

町内で1泊2日のインターンシップ及び最終面接を実施します。

※宿泊場所は町が用意しますが、交通費は実費になります。

※随時選考を行います。(2)及び(3)の日程については個別にご連絡いたします。

13 その他

- (1) 選考に係る交通費は実費にてお願いします。
- (2) 不採用となった場合の理由等は一切お答えできません。
- (3) 応募書類等はお返しいたしません。当町において責任をもって保管、処分いたします。
- (4) 応募及び選考に係る費用については、全て応募者負担となります。

【お問い合わせ先】 ご不明な点はお気軽にお問い合わせください。

〒393-8501 長野県諏訪郡下諏訪町 4613 番地 8

下諏訪町 産業振興課 商工係兼移住定住促進室 (室長) 増澤 直彦 (担当) 伊藤 生真

電 話 : 0266-27-1111 (内線 274) FAX : 0266-28-1511

E-Mail : iju@town.shimosuwa.lg.jp